

# 真に実在するもの (pariniṣpanna) (上)

宮 下 晴 輝

## 1. “pariniṣpanna” の語義についての予備的考察

唯識思想の中核をなすものの一つが「唯識三性説」であり、その中で無分別智によって経験されるものが“pariniṣpanna-svabhāva”と呼ばれ、「円成実性」（玄奘訳）あるいは「真实性」（真諦訳）と漢訳される。

この“pariniṣpanna”という語は、仏教文献特有の用語である。Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary*, 1953（以下 *BHS*）によれば、仏教以外のサンスクリット語文献ではまれであり、パーリ語文献に用いられる“parinipphanna”とはおそらく同じ意味ではないと注意書きされ、「完成した」「達成した」（*completely perfected, perfected in the sense of arrived at the supreme goal*）という意味で用いられている。經典中の主な用例が取り上げられ、唯識三性説での用例と区別されている。

*BHS* には10の用例が挙げられている。まず、“pariniṣpanna”の語が何を指しているのかに注目すると、「善男子善女人が、無上正覚において (loc.), pariniṣpanna である<sup>(1)</sup>」「私〔菩薩〕は、般若波羅蜜の方便善巧において (loc.), pariniṣpanna である<sup>(2)</sup>」「菩薩は、神通の果において (in cpd.), pariniṣpanna である<sup>(3)</sup>」というように、一定の修養課題について菩薩や実修者（善男子善女人）が pariniṣpanna であるとされる。あるいは「pariniṣpanna である菩薩たちは、極楽世界に生まれる<sup>(4)</sup>」「pariniṣpanna であり不退転である〔菩薩たち〕<sup>(5)</sup>」というように、特定の修養課題が明示されないまま菩薩を指して用いられている。

また *BHS* の挙げる他の用例では、「pariniṣpanna である地<sup>(6)</sup>」「pariniṣpanna ではない菩提分法の pariniṣpatti のために<sup>(7)</sup>」「pariniṣpanna ではない諸波羅蜜の pariniṣpatti のために<sup>(8)</sup>」というように、“pariniṣpanna”の語が修養課題そのものを指

して用いられている。

これと同様な用例を『俱舍論』においても見いだすことができる。『俱舍論』では、“pariṇiṣpanna”の語が2回、それと同義の“niṣpanna”の語が4回用いられている。修養課題そのものを指して「不浄観が<sup>(9)</sup>pariṇiṣpannaである」「法身の<sup>(10)</sup>pariṇiṣpatti」「身念処が<sup>(11)</sup>niṣpannaである」という例があり、実修者を指して「止において<sup>(12)</sup>niṣpannaである者は」という例がある。

以上の用例から、“pariṇiṣpanna”の語は、一定の修養課題について「完成している」「達成している」という意味で用いられていて、その語は修養課題を指す場合と、その修養課題に関わっている実修者を指す場合があるということがわかる。

BHSでは、唯識三性説における“pariṇiṣpanna”の語は、いま見てきた「完成している」「達成している」という意味での“pariṇiṣpanna”の語とまったく異なった用例と見なされているが、その場合の意味用法についての検討は特になされていない。

しかしここで注意しておかなければならないことがある。BHSに挙げられている10の用例のなかの第8番目に、「意味がはっきりしない」と記されて『菩薩地』の用例が一つ挙げられている。「滅といわれる法が<sup>(13)</sup>pariṇiṣpannaであるならば」と用いられているものである。これは、特に修養課題に関わってはならず、また唯識三性説に関するものでもなく、これまで見てきたものとはまったく異なった用例である。

BHSは最初に、仏教のサンスクリット語文献の“pariṇiṣpanna”の語はパーリ語文献に用いられる“parinipphanna”とはおそらく同じ意味ではない、と注意書きしていることを先に紹介したが、『菩薩地』のこの用例は、これから検討するパーリ語文献の用例と一致するものと考えなければならないであろう。しかも『瑜伽師地論』全体にわたってこれと類似の用例が見出だされ、とりわけ唯識三性説の“pariṇiṣpanna-svabhāva”の定義中にも用いられていることは注意に値する。

パーリ語文献、『瑜伽師地論』の用例の検討に入る前に、先に検討を済ませ

ておいたほうがいい用例がある。それは『俱舍論』における“niṣpanna”の二つの用例である。一つは「Śābdika の見解である行為者と行為という区分 (vyavasthānam) は anīṣpanna である<sup>(14)</sup>」という例であり、他は「〔樂受とは〕意図にかなったものであるということが anīṣpanna であるならば<sup>(15)</sup>」という例である。この二つの用例における指示対象は、修養課題でもないし、先の『菩薩地』のような「法」でもない。このどちらの場合も、ある特定の事態の解釈に関わった見解・主張が、その指示対象となっているということが出来る。したがってこの場合の“anīṣpanna”の語は、ある見解・主張が論理的な観点から「成立しないこと」を意味して用いられていると考えられる。これから検討に入る用例は、このような論理的な観点からの「成立」「不成立」を意味するものではないことをあらかじめ確認しておく。

## 2. *Kathāvatthu* における “parinipphanna-kathā”

BHS が言うパーリ語文献とは *Kathāvatthu* のことである。そこには、ある法や事態について、それが parinipphanna であるか aparinipphanna であるかを問う論議 (kathā) があったことが伝えられている。前1世紀ころに *Kathāvatthu* が編纂されたと見なされているから、そのころのことであったといえようか。

*Kathāvatthu* には、全部で217の論議 (kathā) が集められていて、そのなか以下の四つの論議が parinipphanna/aparinipphanna について論じている。<sup>(16)</sup>

112 (11.7) 法の確定性についての論議 (Dhammaṭṭhitatā-kathā, pp.459-460)

113 (11.8) 無常性についての論議 (Aniccā-kathā, pp.460-462)

144 (15.3) 世についての論議 (Addhā-kathā, pp.511-513)

145 (15.4) 刹那・瞬時・瞬間についての論議 (Khaṇa-laya-muhutta-kathā, p.514)

217 (23.5) Aparinipphanna についての論議

(Aparinipphanna-kathā, pp.626-627)

まず「112 (11.7) 法の確定性についての論議」では、「法の確定性 (dhamma-ṭṭhitatā) は parinipphanna であるか」という問いから始まる。対論者が「そうである」と答えると、「それ〔法の確定性〕の確定性は parinipphanna であるか」

という問いがあり、対論者は否認する。

この論議の背景を、Buddhaghosa は注釈 (*Aṭṭhakathā*) でこのように説明している。

ここに「法の確定性についての論議」といわれるものがある。その場合「その界は確定している」(*thitā va sā dhātū ti*, SN 12.20, *Paccaya*) という〔經典の〕教言を典拠として、「縁起といわれる法の確定性という一つ〔の事態〕が存在し (*dhamma-ṭṭhitatā nāma ekā atthi*)、そしてそれは *parinipphanna* である」という見解をいただく者たちがいる。それは例えばアンダカ部の者たちのように。彼らのことを指して、「[法の確定性は、*parinipphanna* であるか]という〕自論者の問いがあり、対論者は「[そうである]と」是認する。

それから彼〔対論者〕を、「もし *parinipphanna* である無明などに、もう一つ他の法の確定性というものが *parinipphanna* であるとするならば、その法の確定性にとってさらに他の確定性が *parinipphanna* であるということが、あなたに帰結することになる」と非難するために、「それ〔確定性〕の確定性は〔*parinipphanna* であるか]」などと言ったのである。対論者は、そのような見解は存在しないという理由で、「[そのように論ずるべきではない]と」否認する。<sup>(17)</sup>

この注釈から知られるように、論議の発端はニカーヤ中の *Paccaya* (SN 12.20) という經典の言葉にある。この經典は、縁起 (*paṭicca-samuppāda*) と縁起した諸法 (*paṭicca-samuppanne dhamme*) とを区別して説く。よく知られたものであるが、つぎのように説かれている。

比丘たちよ、縁起とは何か。比丘たちよ、如来たちが出現しても如来たちが出現しなくても、生に縁って老死がある。その界は確定していて、法の確定性があり、法の決定性があり、これらに〔決まった〕縁があることである。それを如来は覚知し現観する。<sup>(18)</sup>

Buddhaghosa によれば、「その界は確定している」とは、その縁の本性 (*paccaya-sabhāvo*) が確定していることであり、生は必ず老死の縁であり、時に生が老死の縁でないことは決してない、と注釈されている。<sup>(19)</sup>つまり、界が確定

しているとは、何が何の縁になるかが確定していることを意味する。したがってまたここでの「界」とは、「縁であること」「原因であること」を表わすのであろうし、それが確定しているとは、何の縁であり、何の原因であるかという縁や原因の指示関係性が確定していることと考えていいであろう。このような意味での縁や原因の況位にある「法」と、それによって生起した結果の況位にある「法」について、「法の確定性」「法の決定性」ともいわれる。

そこで *Kathāvatthu* の論議は、無明などとは別に、この「法の確定性という一つ〔の事態〕が存在し、そしてそれは *parinipphanna* である」とする見解が問題になっている。その場合、無明などの諸法が *parinipphanna* であるということは、自論者も対論者も認めている。しかし対論者の見解は、法の確定性という一つの事態そのものが存在し、無明などの諸法とならんで *parinipphanna* であるとする。もしそうだとすると、その確定性という事態それ自身についてさらに確定性があることになってしまう、と自論者から非難される。

これとほぼ同様な論議が、「113 (11.8) 無常性についての論議」においてもなされている。色などの五蘊とその無常性に関し「無常なる色などにとっての無常性もまた、色などのごとくに、*parinipphanna* である」という見解が問題になっている。色などの五蘊が *parinipphanna* であることは、自論者も対論者も認めている。色は無常なものであり、その色には、無常を意味する老や死・壊滅・消滅があるということも、両者は認める。しかし対論者の見解は、無常なること（無常性）や老や死・壊滅・消滅が、色などの諸法とならんで *parinipphanna* であるとする。もしそうだとすると、その無常性の無常性があることになり、あるいは老の老、死の壊滅などがあることになってしまう、と自論者から非難される。

これらの論議では、諸法を規定する事態（確定性、無常性）そのものが、諸法の外にそれらとならんで存在し、しかも *parinipphanna* であるとする見解が取りあげられている。このような“*parinipphanna*”の語は、それが指示形容する事態の存在性に関わって用いられていると言えよう。Buddhaghosa の注釈には、  
「法の確定性という一つ〔の事態〕が存在し (*dhamma-ṭṭhitatā nāma ekā atthi*)、そし

てそれは parinipphanna である」あるいは「parinipphanna である無明などに、それ以外の法の確定性という parinipphanna である〔事態〕が存在する (añña<sup>(20)</sup> dhamma-~~t~~thitatā nāma parinipphannā atthi)」というようにこの語は用いられている。

*Kathāvatthu* における Theravāda たちにとって、諸法とそれらを規定する事態はどちらも存在するものであるが、無明などや色などの諸法は parinipphanna であっても、それらを規定する事態そのものは parinipphanna ではない。このような用いられ方を考慮するならば、“parinipphanna”の語は、それら存在するものの中の、存在性の区別を表わすものであるとすることができるであろう。存在性の区別とは、本当に存在するものと、本当には存在しないものとの区別である。そこで、本論ではひとまず、“parinipphanna”の語は「真に実在するもの」という意味を表わすものであるとしよう。

*Kathāvatthu* におけるその他の論議をも概観しておこう。「144 (15.3) 世についての論議」と「145 (15.4) 刹那・瞬時・瞬間についての論議」においては、過去・現在・未来という時間区分を表わす概念である「世」(addhā)と、きわめて短い時間を表わす概念である「刹那」など (khaṇa-laya-muhutta) が、parinipphanna であるかいなか、すなわち真に実在するものであるかいなかが論じられている。

最後の「217 (23.5) Aparinipphanna についての論議」では、色などの諸法すべては aparinipphanna であり、ただ苦のみが parinipphanna であるとする見解が取りあげられている。注釈によれば、<sup>(21)</sup>この論議の発端はニカーヤ中の SN 5.10, *Vajirā* という經典の言葉からくる。それはこのようである。

苦のみが生じ、苦がとどまりまた消え去る。

苦以外に生ずるものはなく、苦の他に滅するものはない。

dukkham eva hi sambhoti dukkhaṃ tiṭṭhati veti ca,  
nāññatra dukkhā sambhoti nāññaṃ dukkhā nirujjhatī ti.<sup>(22)</sup>

この經典の言葉を根拠にして、ここでの見解は、苦のみが生じ消滅するのであるから、存在するものは苦のみであり、苦のみが parinipphanna であり、それ以外の蘊処界根法は aparinipphanna であるとする。

この論議からも、“parinipphanna”の語は、「存在するものは苦のみである」というように、本当に存在するものを指して用いられ、「真に実在するもの」という意味を表わすものであることが確認される。

以上の論議の中で、さらに注意すべきことが一つある。それは、先に見た「無常性についての論議」において、無常性などが「真に実在するもの」であるとすれば、老の老があることになり、死の壊滅・消滅があることになるというものである。これとまったく同様な議論を、先に検討した *BHS* に挙げられている第 8 番目の『菩薩地』の用例のうえに認めることができる。少し前の言葉も合わせて引用すれば、それはつぎのようである。

その場合、菩薩は、諸行のみであり、〔それを〕除いたほかに、その生・住・老・無常性が、いつでも実事上の自性をもって真に実在するものであると見なさない。

11. BBh. 279.6-9: tatra bodhisattvaḥ saṃskāra-mātraṃ sthāpayitvā na tasya jātiṃ na sthitiṃ na jarāṃ nānityatāṃ sarva-kālaṃ dravya-svabhāva-pariṇiṣpattitah paśyati.

もし滅というものが自性をもって真に実在する法であるとすれば、それ〔滅〕もまた生じ滅することになるであろう。

12. BBh. 279.25-26: sa ced vināśo nāma svabhāvato dharmāḥ pariṇiṣpanno syāt, so 'py utpadyeta nirudhyeta vā.

この『菩薩地』の用例においては、存在性を表わす概念として「自性をもって」という言葉がさらに付け加えられている。『発智論』や『婆沙論』に見られる説一切有部の教義学の展開を受けた上での表現だからである。しかしこの『菩薩地』に見られる議論は、はるか以前の *Kathāvatthu* における論議の問題構制と用語とをそのまま引き継いだものであることは確かである。

ところが実は、前述したように、『瑜伽師地論』全体にわたって同様の問題構制を見いだすことができるのである。しかもその議論が、唯識三性説の規定そのものに深く関わっていることにも気づかされる。

### 3. 『瑜伽師地論』における“pariniṣpanna”の用例

先のBHSで取りあげられた用例の検討から，“pariniṣpanna”の語は、一定の修養課題に関わって「完成している」「達成している」という意味で用いられるということを確認してきたが、『瑜伽師地論』においても同様の用例を見いだすことができる。その場合には、「成満」「成辦」「所作成辦」「所作成就」などと漢訳され、三昧、静慮、神通などを主題として用いられることが多く、先に見た『俱舍論』の用例とも一致する。

それに対して、*Kathāvatthu*の論議において見られたのと同じ用例と考えられるものも多く見出ださう。以下にはその用例をすべて取り出すことにする。

1. YBh 122.14-123.1: asty atītaṃ, asty anāgataṃ, lakṣaṇena pariniṣpannaṃ, yathai-va pratyutpannaṃ, dravya-sat, na prajñapti-sat.

304b24-27, [本地分中有尋有伺等三地]: 有過去有未來, 其相成就, 猶如現在。實有非假。

過去は存在し, 未來は存在する。現在とまったく同様に, 相をもって真に実在し, 実事上の存在であり, 言表上の存在ではない。

2. YBh 125.4-8: yo dharmo yena lakṣaṇena vyavasthitaḥ sa tena pariniṣpannaḥ. sacet so 'nāgato na syāt tena tadānupātta-svalakṣaṇaḥ syāt. sacet atīto na syāt tena tadā vihīna-svalakṣaṇaḥ syāt. evaṃ sa saty apariniṣpanna-svalakṣaṇaḥ syāt.

304c 4 -10, [本地分中有尋有伺等三地]: 若法自相安住此法真實是有。此若未來無者, 爾時應未受相。此若過去無者, 爾時應失自相。若如是者, 諸法自相應不成就。

〔自〕相をもって確定している法は, その〔自相〕をもって真に実在するものである。もし未來の〔法〕が存在しないとすれば, したがってその場合, 〔その法は〕自相を受けとっていないことになり, もし過去の〔法〕が存在しないとすれば, したがってその場合, 〔その法は〕自相を消失していることになる。このようであるなら 〔法の〕自相は〔過去未來のいつでも〕真に実在するものではないことになる (=法は〔過去未來のいつでも〕真に実



在しない自相をもつことになる)。

これら二つの用例は、説一切有部の三世実有説に対する論駁の中で現われる。説一切有部は、諸法の自性が三世にわたっていつでも確定しているという意味で、諸法が三世に存在すると主張する。ここでは、その有部教義学の最要である、諸法が自性について確定したものであるという主張を、「諸法が相をもって真に実在する」とする見解ととらえかえしている。

ただこの場合、“pariṇiṣpanna”の語は、“lakṣaṇena”という限定詞をともなつて「法」を指示形容しているが、第2の用例(aparīṇiṣpanna-svalakṣaṇaḥ)では「自相」を指示形容することもありうることを示している。

先に、“pariṇiṣpanna”の語が、特定の修養課題に関わつて「完成している」「達成している」の意味で用いられ、しかもその修養課題に関わる実修者を指す場合と、修養課題そのものを指す場合とがあることを確かめた。

いまここでも、その同じ語法が適用されうるように思われる。実修者が特定の修養課題について pariṇiṣpanna である(完成している)ということは、同時にその修養課題そのものが pariṇiṣpanna である(完成している)ということができるのと同様に、この場合もまた、法がある相をともなつて pariṇiṣpanna である(真に実在している)ということは、同時にその相が pariṇiṣpanna である(真に実在している)ということができるであろう。

『中辺分別論』の安慧の注釈(*Madhyāntavibhāgaṭīkā*)の中に、法の自性が pariṇiṣpanna あるいは aparīṇiṣpanna であるという用例を見いだすことができる。心心所自体・別体論に関わつての議論である。心心所自体と見なすものたちはつぎのように考える。

syād eṣa doṣo yadi dharma-svabhāvaḥ pariṇiṣpannaḥ syāt. bhrāntimātre tu naiṣa doṣaḥ.  
(23)

もし法の自性が pariṇiṣpanna である(真に実在している)とするならば、[同一のものに多くの自性があるという]この難点があることになる。しかし[いかなる認識も]錯認にすぎないという立場では、この難点はない。

yo hi dharma-svabhāvam apariniṣpannam icchati tasyaitat sūtram asminn arthe  
(24)  
jñāpakam iti.

〔またある經典に「受想意識のこれらの法は和雜す」と説かれ、「和雜」(sam-sarga) とは、諸存在が同時にあることを意味するのであるとしても〕法の自性が apariniṣpanna である（真に実在するものではない）と主張する者にとっては、この経言は、〔それらの法が同時に別べつに存在するという〕そのような意味を指示する根拠にならない。

ここで、法の自性が pariniṣpanna である（真に実在している）とする立場とは、説一切有部のことを言っているのであろう。

3. pDzi 223b1, dTshi 194b4: །ཀདགས་པར་སྐབས་ཡོངས་སུ་མ་གྲུབ་པའི་མཚན་ཉིད་ལ། ཀདགས་པར་སྐབས་ཡོངས་སུ་གྲུབ་པའི་མཚན་ཉིད་དུ་རྣམ་པར་འཛོག་པ་སྟེ།

359a 2 -4, [本地分中間所成地]：於不實相，以假言說，立眞實相。於眞實相，以假言說，種種安立。

言表言説によって、真に実在しない相を〔真に実在する相であると定立し〕、言表言説によって、〔真に実在しない相を〕真に実在する相であると定立する。

4. Wayman, *Analysis*, pp.174-175, Paramārtha-gāthā 4 ab: katham ārya-prthagjana-vyavasthānam sidhyatīti. āha, ātmaiva hy ātmano nāsti viparītena kalpyata, ārya-prthagjanātmaiva tad-ātmanah pariniṣpanno nāsti viparyāsenā tu kalpyata iti jñāpayati.

364b10-12, [本地分中思所成地，勝義伽陀]：云何建立聖者異生二種成就。故次説言，我我定非有由顛倒妄計。此顯聖者及異生我，決定無有眞實我性，唯由顛倒妄計爲有。

どのようにして聖者と異生の区別が成立するのか。それで言う「我はまったく我に存在しない。顛倒によって分別されるのである」と。聖者と異生との我は、彼らの我にとって、まったく、真に実在するものではなく、顛倒によって分別されているということを示している。

5. pDzi 299a7, dTshi 257a1-2: །དེ་ལྟར་ན་སེམས་ཀྱི་ངོ་བོ་ནི་དབྱི་ལུས་ནི་ཉོན་མོངས་པ་ཅན་གྱི་བདག་ནི་དེ་ཡིན་པས་ཡོངས་སུ་གྲགས་པ་མ་ཡིན་ནོ།

386b 4 -5, [本地分中思所成地]：由心自性染汚之體不成實故，名為無身。

そのようであれば、心の自性にとっての身体は、染汚を本質とするから、真に実在するものではない。

6. Śr. 379.13: na cātra kasyacit pariniṣpattiḥ, mitrāmītra-bhāvo,

453c 9 -10, [声聞地 第三瑜伽處]：又怨親品無有決定真實可得。

この場合、どんなものにも、味方や敵という況位は、真に実在しない。

7. Śr. 428.16-18: tad anena paryāyeṇa sarva eva sattvās sama-samā, nāsty atra kācin mitratā vā amitratā vodāsīnatā vā pariniṣpannety,

463a27-28, [声聞地 第三瑜伽處]：由是義門，一切有情平等平等，無有少分親性怨性及中庸性而非真實。

それで、この観点から、すべての衆生は平等平等であり、ここに味方であるとか敵であるとか中立であるとかということとはまったく真に実在するものではない。

8. BBh. 54.21-22: abhilāpyenātmanā apariniṣpannatvān na bhāvaḥ. na punar abhāvo nirabhihāpyenātmanā vyavasthitatvāt.

490c 9 -10: 可言説性不成實故非有性。離言説性實成立故非無性。

[色などの名で呼ばれる事態は] 立言されうる本性という点で真に実在するものではないから、存在ではない。また、立言されえない本性という点で確定しているものであるから、非存在でもない。

9. BBh. 273.15-16: tad yathā nāsty eṣāṃ mantra-padānām kācid artha-pariniṣpattiḥ.

543a11-12: 了知如是諸呪章句，都無有義是圓成實。

例えばこれらのマントラの言句に、意味が真に実在することはいささかもない。

10. BBh. 273.23-25: sarvābhihāpaiḥ sarva-dharmāṇāṃ svabhāvārthāpariniṣpattiḥ.

yā punar eṣāṃ nirabhiḷāpya-svabhāvātā, ayam eṣāṃ svabhāvārthaḥ.

543a16-18: 一切言説所説諸法自性之義，皆不成實。唯有諸法離言自性，是自性義。

すべての法について，あらゆる立言をもって〔語られる〕自性の意味は真に実在するものではない。これら〔すべての法〕には立言されえない自性があるというこのことが，これら〔すべての法〕の自性の意味である。

11. BBh. 279.6-9: tatra bodhisattvaḥ saṃskāra-mātram sthāpayitvā na tasya jātim na sthitim na jarāṃ nānityatām sarva-kālaṃ dravya-svabhāva-pariniṣpattitaḥ paśyati.

544b17-19: 此中菩薩觀一切時唯有諸行，除此更無生住老滅恒有實物自性成就。

その場合，菩薩は，諸行のみであり，〔それを〕除いたほかに，その生・住・老・無常性が，いつでも実事上の自性をもって真に実在するものであると見なさない。

12. BBh. 279.25-26, (Dutt p.190): sa ced vināśo nāma svabhāvato dharmāḥ pariniṣpanno syāt, so 'py utpadyeta nirudhyeta vā.

544c 2 -4: 謂若滅法別有自性是實成就，即應此滅有生有滅。

もし滅というものが自性をもって真に実在する法であるとすれば，それ〔滅〕もまた生じ滅することになるであろう。

13. BBh. 280.6-9: na ca punaḥ kulaputrasya vā kuladuhitur vā sarva-kālāstitāṃ ca dravya-satāṃ svabhāva-pariniṣpattiṃ ca prajñapti-satāṃ paśyato nirvid virāgo vimuktiś ca yujyate.

544c 8 -10: 又善男子或善女人，於一切時恒有實物自性成就，觀爲假有，而能修厭離欲解脫，不應道理。

また，善男子善女人が，実事上の存在を一切時に存在するものであり，言表上の存在を自性をもって真に実在するものであると見なすとすれば，厭離・離欲・解脫はありえない。

14. BBh. 395.6-11: asti me sa kaścic śaḍ-āyatana-nirmukto dharmāḥ svabhāvena pariniṣpannaḥ,

571c 5 -6: 如是思惟。我今爲有離六處法自性眞實。

私にとって、六処の外に、自性をもって真に実在する何らかの法があるか。

15. BBh. 395.24-27: sa ced etad vastu tenātmanā pariniṣpannaṃ syāt, yena nāmnā 'bhilapyate, na tatra punas tad-apekṣā cakṣur ity evaṃ buddhiḥ pravartate.

571c20-21: 若有此事體，是眞實，稱名所說，不應於中更待眼名方有如是眼覺而轉。

もしこの〔眼という〕事態が、その名で立言されるようなその本性をもって真に実在するとすれば、その場合さらにそれ〔眼の名〕を待って「眼である」という覚知が起こることはない。

以上が、本地分における“pariniṣpanna”の用例である。この中の半数は、法が自性（相，自相，本性など）をもって真に実在する，という例である。また第2例と第8例では，“vyavasthita”とほぼ同義に用いられていることも注意すべきことであろう。法の自相あるいは不可言の本性が「確定している」ことを意味するが、いずれも存在性についての立言であるから、「真に実在する」という意味でもある。

以下、第16から第20例までは、撰決択分における用例である。いわゆる「円成実性」(pariniṣpanna-svabhāva) そのものを表わす場合以外の“pariniṣpanna”の用例である。第17例以外はすべて三性説の規定に関わって用いられている。

16. pHi 20a4-5, dZi 18b5-6, །ཡོངས་སུ་གྲུབ་པ་ལིངོ་བོ་ཉིད་གང་ལ་བརྟེན་ནས་རབ་དུ་ཤེས་ཤེ་<sup>1</sup> ཀླ་སྤྲུལ་པ། གཞན་གྱི་དབང་གིངོ་བོ་ཉིད་ལ་ཀླན་བརྟེན་ས་པ་ལིངོ་བོ་ཉིད་དེ་གཏན་ཡོངས་སུ་མ་གྲུབ་པ་ལ་<sup>2</sup> བརྟེན་ནས་རབ་དུ་ཤེས་སོ།

1. p. omits ཤེ 2. p. ལས

703b 8 -10, [撰決択分中菩薩地]：問。圓成實自性緣何應知。答。緣遍計所執自性，於依他起自性中，畢竟不實，應知。

円成実性は、何に依って知るのか。答える。依他起性において、その遍計所執性がまったく真に実在しないこと (atyantāpariniṣpatti) に依って知る。

これは三性説中の円成実性の定義である。以下、比較のために、『撰大乘論』2.4における定義と『唯識三十頌』21における定義を示しておく。

*Mahāyānasamgraha*, 2.4,

དྲི་ཡ་ཡོངས་སུ་གྲུབ་པའི་མཚན་ཉིད་གང་ཞེ་ན། གང་གཞན་གྱི་དབང་གི་མཚན་ཉིད་དེ་ཉིད་ཡ་དོན་གྱི་མཚན་ཉིད་དེ་གཏན་མེད་པ་ཉིད་དོ།  
(tatra katamaṃ pariniṣpanna-lakṣaṇaṃ. yā tasminn eva paratantra-lakṣaṇe tasyārtha-  
lakṣaṇasyātyantābhāvātā... reconstructed by Nagao)

またその中で、完全に成就せる相とは何か。それは、おなじかの他に依る相  
そのものにおいて、対象としての相があらゆる意味で無となれることである。  
—長尾訳 p.283.

*Trṃsikā*, 21,

niṣpannas tasya (paratantrasya) pūrveṇa (parikalpitena) sadā rahitatā tu yā. 22bc

円成実性とは、それ〔依他起〕が前者〔遍計〕をつねに欠離していることである。  
撰決択分中の円成実性の定義で用いられている「まったく真に実在しないこ  
と」(atyantāpariniṣpatti) は、それぞれ「あらゆる意味で無となれること」  
(atyantābhāvātā) と「つねに欠離していること」(sadā rahitatā) に対応している。

17. pHi 48a3-4, dZi 44a6-b1: །རྟོགས་ཀྱི་བྱ་འདུས་བྱས་ཞེས་བྱ་བ་དེ་ནི་སྟོན་པས་བཏགས་པའི་ཚིག་ (prajñā-  
pti-pada) ཡིན་ཏེ། སྟོན་པས་བཏགས་པའི་ཚིག་གང་ཡིན་པ་དེ་ནི་ཀླན་དུ་རྟོག་པ་ (parikalpa) ལས་བྱུང་བ་ལ་སྦད་དུ་བརྗོད་པ་  
(vyavahāra) ཡིན་ལ། ཀླན་དུ་རྟོག་པ་ལས་བྱུང་བ་ལ་སྦད་དུ་བརྗོད་པ་གང་ཡིན་པ་དེ་ནི་ཀླན་དུ་རྟོག་པ་སྣ་ཚོགས་ཀྱི་ལ་སྦད་དུ་  
བརྗོད་པ་གཏན་ཡོངས་སུ་མ་གྲུབ་པའི་ཕྱིར་ (atyantāpariniṣpannatvāt) འདུས་བྱས་མ་ཡིན་ནོ།

714a 7 -11, [撰決択分中菩薩地 = 解深密經 勝義諦相品第二 688c28-689a 3] : 善男  
子，言有爲者，乃是本師假施設句。若是本師假施設句，即是遍計所集言辭  
所說。若是遍計所集言辭所說，即是究竟種種遍計言辭所說，不成實故，非  
是有爲。

善男子よ、「有爲」といわれるそれは、師によって〔説かれた〕言表言句で  
ある。師によって〔説かれた〕言表言句は、分別から生じた言説である。  
分別から生じた言説は、種々の分別の言説であり、まったく真に実在する  
ものではないが故に、「有爲ではない」のである。

18. pHi 61a6-b3, dZi 55b7-56a4: །ཡོན་ཏན་འབྱུང་གནས་འདི་ལྷ་སྟེ་དབེར་ན་ཤེལ་ (sphatika) ཤིན་དུ་  
གསལ་བ་ (suparishphuṭa) ཚོན་དང་ཕྱད་པ་དེ་ལྷ་བྱུང་ནི་གཞན་གྱི་དབང་གི་<sup>1</sup> མཚན་ཉིད་ཡ་ཀླན་བཏགས་པའི་མཚན་ཉིད་ཀྱི་

བ་མྱེད་ཀྱི་བཀའ་ཚགས་བཏུ་བར་བྱའོ། །འདི་ལྟ་ལྟ་དཔེར་ན་ཤེལ་ཤིན་ཏུ་གསལ་བ་ལ་ནོར་བུ་རིན་པོ་ཆེ་ཡིན་དུ་མྱོ་ལ་<sup>2</sup> (indra-nīla) དང་། མཐོན་ཀ་ཆེན་པོ་ (mahā-nīla) དང་། པ་མྱོ་རྩ་ལ་ (padma-rāga) དང་། མཁུཌ་ (marakata) དང་། གསེར་ (suvarṇa) དུ་ལོག་པར་འཛོལ་བ་དེ་ལྟ་བུར་ནི་གཞན་གྱི་དབང་གི་མཚན་ཉིད་ལ་ཀུན་བརྟགས་པའི་མཚན་ཉིད་དུ་འཛོལ་བར་བཏུ་བར་བྱའོ། །ཡོན་ཏན་འབྲུང་གནས་འདི་ལྟ་ལྟ་དཔེར་ན་ཤེལ་ཤིན་ཏུ་གསལ་བ་དེ་ཉིད་ལྟ་བུར་ནི་གཞན་གྱི་དབང་གི་མཚན་ཉིད་ལ་ཏུ་བར་བྱའོ། །འདི་ལྟ་ལྟ་དཔེར་ན་ཤེལ་ཤིན་ཏུ་གསལ་བ་དེ་ཉིད་ནོར་བུ་རིན་པོ་ཆེ་ཡིན་དུ་མྱོ་ལ་<sup>2</sup> དང་། མཐོན་ཀ་ཆེན་པོ་དང་། པ་མྱོ་རྩ་ལ་དང་། མཁུཌ་དང་། གསེར་གྱི་མཚན་ཉིད་དེར་རྟག་པ་རྟག་པའི་དུས་དང་ཐེར་བྲག་ཐེར་བྲག་གི་དུས་སྟེ་ཡོངས་སུ་<sup>3</sup> ཡོངས་སུ་<sup>4</sup> མ་གྲུབ་ཅིང་འོ་ལོ་ཉིད་མེད་པ་དེ་ལྟར་བུར་ནི་གཞན་གྱི་དབང་གི་མཚན་ཉིད་དེ་ལྟར་རྟག་པ་རྟག་པའི་དུས་དང་ཐེར་བྲག་ཐེར་བྲག་གི་དུས་སྟེ་ཡོངས་སུ་མ་གྲུབ་ཅིང་འོ་ལོ་ཉིད་མེད་པ་ཉིད་ཀྱིས་ཡོངས་སུ་གྲུབ་པའི་མཚན་ཉིད་ལ་བཏུ་བར་བྱའོ།

1. p. གིས་ 2. p. ཨན་རྟེལ་, d. ཨན་ད་རྟེལ་ 3. d. omits ལྟ་ 4. p. omits ཡོངས་སུ་

719a 8 -18, [撰決拈分中菩薩地 = 解深密經 一切法相品第四 693b10-20] : 如是德本, 如彼清淨頗胝迦上所有染色相應, 依他起相上遍計所執相言說習氣, 當知亦爾。如彼清淨頗胝迦上所有帝青・大青・虎珀・末羅羯多・金等邪執, 依他起相上遍計所執相執, 當知亦爾。

如彼清淨頗胝迦寶, 依他起相, 當知亦爾。如彼清淨頗胝迦上所有帝青・大青・虎珀・末羅羯多・眞金等相, 於常常時, 於恒恒時, 無有眞實, 無自性性。即依他起相上, 由遍計所執相, 於常常時, 於恒恒時, 無有眞實, 無自性性, 圓成實相當知亦爾。

德本よ, このように, 例えばとてもきれいな水晶が色に染まるように, 依他起相における遍計所執相の言說習気も同様である。というのは例えば, とてもきれいな水晶を, [そばに置かれた] 宝石のサファイアの青や, 深い青や, 蓮の紅い色や, エメラルドの緑色や黄金の色であると, 誤ってとらえてしまうように, 依他起相において遍計所執相をとらえるのも同様であると見なさなければならぬ。

德本よ, このように, 例えばとてもきれいな水晶のように, 依他起相もまったく同様であると見なさなければならぬ。というのは例えば, その同じとてもきれいな水晶が, 宝石のサファイアの青や, 深い青や, 蓮の紅い色や, エメラルドの緑色や黄金の色といったその相という点からは, 常時いつでも永い時にわたって真に実在するものではなく自性があるのでな

いように、それと同様に、彼の依他起相は、その遍計所執相という点からは、常時いつでも永い時にわたって真に実在するものではなく自性があるのではないということによって、円成実相であると見なさなければならない。

19. pHi 70a3-7, dZi 64a4-6: །རྣམ་པར་རྟོག་པའི་སྣོད་ཡུལ་ཀུན་བརྟགས་<sup>1</sup>པའི་མཚན་ཉིད་ཀྱི་གནས་འདུ་བྱེད་ཀྱི་མཚན་མ་ (samskāra-nimitta) གང་ལགས་པ་དེ་ནི་གཞན་གྱི་དབང་གི་མཚན་ཉིད་ལགས་སོ།<sup>2</sup> .... རྣམ་པར་རྟོག་པའི་སྣོད་ཡུལ་ཀུན་བརྟགས་<sup>1</sup>པའི་མཚན་ཉིད་ཀྱི་གནས། འདུ་བྱེད་ཀྱི་མཚན་མ་དེ་ཉིད་ཀུན་བརྟགས་<sup>1</sup>པའི་མཚན་ཉིད་དེར་ཡོངས་སུ་མ་གྲུབ་ཅིང་ངོ་བོ་ཉིད་དེ་ཁོ་ནས་ངོ་བོ་ཉིད་མ་མཆིས་པ་ཉིད་ཚོས་ལ་བདག་མ་མཆིས་པ། དེ་བཞིན་ཉིད་<sup>3</sup> རྣམ་པར་དག་པའི་དམིགས་པ་གང་ལགས་པ་དེ་ནི་ཡོངས་སུ་གྲུབ་པའི་མཚན་ཉིད་ལགས་ཏེ།

1. p. བརྟགས་ 2. d. ཏེ། 3. p. omits ཉིད་

722a21-27, [撰決択分中菩薩地 = 解深密經 無自性相品第五 696b20-26] : 若即分別所行遍計所執相。所依行相。是名依他起相。... 若即於此分別所行遍計所執相。所依行相中。由遍計所執相不成實故。即此自性無自性性。法無我真如清淨所緣。是名圓成實相。

分別の対象領域である遍計所執相の依りどころとなり諸行の意味象 (nimitta) なるものが依他起相である。... その分別の対象領域である遍計所執相の依りどころとなり諸行の意味象 (nimitta) なるものが、その遍計所執相という点では真に実在するものでなく、その自性について無自性であり、法無我であり、真如清淨の所縁であるものが、円成実相である。

20. pHi 112b7-113a3, dZi 101a2-5: །དེ་ལ་རང་གི་མཚན་ཉིད་ནི་རྒྱ་མཚན་དང་མིང་དང་རྣམ་པར་རྟོག་པ་དང་དེ་བཞིན་ཉིད་དང་ཡང་དག་པའི་ཤེས་པས་བལྟས་པའི་ཚོས་གསལ་ཅད་ལ་ཀུན་བརྟགས་<sup>1</sup>པའི་ངོ་བོ་ཉིད་ཀྱིས་<sup>2</sup> ངོ་བོ་ཉིད་ཡོངས་སུ་མ་གྲུབ་པ་ཚོས་ལ་བདག་མེད་པ་གང་ཡིན་པའོ། .... རྒྱ་མཚན་ལ་སོགས་པས་བལྟས་པའི་ཚོས་དེ་དག་གི་ངོ་བོ་ཉིད་ཡོངས་སུ་མ་གྲུབ་པ། ཚོས་ལ་བདག་མེད་པ་གང་ཡིན་པ་དེ་ནི་ཡང་དག་པ་ཇི་ལྟ་བུ་བཞིན་དུ་རབ་དུ་མི་ཤེས་ཏེ།

1. p. བརྟགས་ 2. p. ཀྱི་

738a23-b 1, [撰決択分中菩薩地] : 言自相者，謂於相名分別真如正智所攝一切法中，由遍計所執自性故，自性不成實法無我性。... 又復不能於彼相等所攝諸法性不成實法無我性，如實了知。

その場合〔法界の〕自相とは、意味象 (nimitta) ・名・分別・真如・正智に



包摂される一切法において、遍計所執相という点で自性が真に実在しない〔という意味での〕法無我がそれである。… 意味象 (*nimitta*) などに包摂されるそれらの諸法の自性が真に実在しない〔という意味での〕法無我が、如実に了解されない。

以上の「撰決択分」における“*pariṇiṣpanna*”の用例から、円成実性の規定を整理するならば、二つの用法が見出だされる。ただしここでは性 (*svabhāva*) と相 (*lakṣaṇa*) の区別をしない。一つは、円成実性とは依他起性において遍計所執性がまったく真に実在しないことであるとするもの。これは第16例の場合である。他は、円成実性とは、依他起性が遍計所執性という点で常時いつでも真に実在するものではなくそのような自性がないことであるとするもの。これは第18例、第19例の場合である。

この二つの用法は、いずれも同じ事態すなわち円成実性のことを表わしているものであるが、本地分の第1例と第2例の後で、法あるいはその相 (自性) が *pariṇiṣpanna*/*aparīṇiṣpanna* であるということを考察したのと同様な構造を、ここに見ることができる。すなわち、ある法の相が真に実在しないことは、依他起性において遍計所執性が真に実在しないことに相応し、ある法がその相をもって真に実在しないことは、依他起性が遍計所執性という点で真に実在しないことに相応する。

いずれにしても、依他起性において遍計所執性が真に実在しないこと、あるいは依他起性が遍計所執性という点で真に実在しないことが、円成実性であるということ、すなわち「真に実在するものの自性」である、と定義されているのである。

最後に「撰事分」での二例を挙げておく。

21. pHi 159a4-6, dZi 140b4-5: ཕྱིས་པས་དེ་ལྟར་འདུ་བྱེད་ནས་ས་ཀྱི་མི་རྟག་པ་རྣམ་པ་ལྲ་ཡིད་ལ་མ་བྱས་པས་  
ངན་པ་དང་བཟང་པོ་ (*hīna-praṇīta*) ཡོངས་སུ་མ་གྲུབ་པ་རྣམས་ལ་ངན་པ་དང་བཟང་པོར་རྟོག་པའི་སྒོ་ནས་གཞན་རྣམས་དང་  
བདག་ལ་ཡོངས་སུ་འཇལ་བར་ (*paritulanā*) བྱེད་དེ།བདག་ཚེདོ་སྐམ་དུ་སྒྲོམ་མེམས་སུ་བྱེད་པ་ (*manyati*) ཀང་ཡིན་པ་  
འདི་ནི་ཕྱིས་པའི་རྟགས་དང་པོ།

778c 1 -4, [撰事分中契經事行撰]：謂諸愚夫，於一切行，如上所說五無常

性、不能思惟。於非眞實勝劣性中，分別勝劣，稱量自他，謂己爲勝。是名第一愚夫之相。

愚かなものは、このような諸行の無常性を五種に作意しないが故に、劣つたものとか勝れたものは眞に実在していないのに、劣っていると勝れていると分別することによって、他者と自己とを称量し、自分が勝れていると考えることが、愚かなものの第一の徴である。

22. pḤi 268b2-3, dZi 232a5: །འདྲུ་བྱེད་དེ་རྣམས་ཀྱང་གང་གི་ཕྱིར་འགྲོ་བ་རྣམས་སུ་ལུས་མངོན་པར་འགྲུབ་པ་  
ལོངས་སུ་མ་གྲུབ་པས་ན་སྐྱུ་མ་ལྷ་བྱེད།

820c21-23, [撰事分中契經事處撰]：又此諸行，以於諸趣種種自體生起差別，不成實故，說如幻事。

これらの諸行もまた、諸の趣に身体の現成があるが故に、眞に実在するものではないから、幻のごとくである。

(続)

#### 注

- (1) BHS には10の用例が挙げられている。その順に番号を付して示す。BHS 1) pariṇiṣpannaḥ sa kulaputro vā kuladuhitā vā anuttarāyāṃ samyak-saṃbodhau veditavyaḥ. SP 226.6-7 (その良家の息子あるいは娘は、この上ない正しい菩提において完成されたものとみなされるべきであり、--- 松濤訳 II, p.10)
- (2) BHS 2) pariṇiṣpannaṃ cātmānaṃ jāne prajñā-pāramitopāya-kausalyeṣu. Śīkṣ 38.11 (私は、自分が、諸の般若波羅蜜の方便善巧において完成していると、知っている。)
- (3) BHS 4) (mahābhijñā-)vipāka-pariṇiṣpannaś (bodhisattvaḥ). Dbh 71.24 (大神通力ある果報を円満に成就している。-- 荒牧訳 p.262)
- (4) BHS 9) bodhisattvā ito buddha-kṣetrāt pariṇiṣpannāḥ ... sukhāvatyāṃ lokadhātāv upapat-syante. Sukh 69.11 (どれほどの菩薩たちが、この仏国土から、... 完全に〔目的を〕達成して、極楽世界に生まれるのでしょうか。-- 藤田訳 p.144)
- (5) BHS 10) pariṇiṣpannānām avaiartikānām Sukh 69.14-15 (完全に〔目的を〕達成し、退転しないのである。—藤田訳 p.145)
- (6) BHS 3) pariṇiṣpanna-bhūmir ity ucyate, apunaḥ-kāryatvāt. Dbh 71.14 (「円満になった」地といわれる。あらためてなすことがないからである。-- 荒牧訳 p.261)
- (7) BHS 6) aparīṇiṣpannānām bodhy-aṅgānām pariṇiṣpattaye. Dbh 52.14-15 (もし、いささかなりとも、菩提にみちびく諸修行を円満にしていないところがあるならば、それを円満にするために、-- 荒牧訳 p.189)

- (8) *BHS* 7) *apariniṣpannānāṃ sarva-pāramitānāṃ pariniṣpattaye. Śikṣ* 214.5 (完成していないすべての波羅蜜を完成するために)
- (9) *AKBh* 338.9 ad. 6\_10ab: *iyatā kila kālenāśubhā pariniṣpannā bhavati.* (これだけの時をかけて、不浄〔観〕が達成されるのであると、言い伝えられる。)
- (10) *AKBh* 415.14-15, ad. 7\_34: *tribhiḥ kāraṇaiḥ sāmyaṃ sarva-buddhānāṃ, pūrva-puṇya-jñāna-sambhāra-samudāgamataḥ dharma-kāya-pariniṣpattitaḥ artha-caryayā ca lokasya.* (すべての仏陀たちは、三つの理由から、平等である。過去に福德と智慧の資糧を集積していること、法身を完成していること、そして世間の利益を行なうことという〔三つの理由〕からである。)
- (11) *AKBh* 341.14, ad. 6\_14cd: *samāhitasya kila kāyaṃ paramāṇuṣaḥ kṣaṇikataś ca paśyataḥ kāya-smṛty-upasthāṇaṃ niṣpannaṃ bhavati.* (定に入って … 見る者には、身念処が達成される。)
- (12) *AKBh* 341.7, ad. 6\_14ab: *niṣpanna-śamathaḥ kuryāt smṛtyupasthāna-bhāvanām.* (止を達成した者は、念処の観修をなす。)
- (13) *BHS* 8) *mg. obscure in Bbh 279.25 = BBh. 279.25-26, (Dutt p.190) : sa ced vināśo nāma svabhāvato dharmāḥ pariniṣpanno syāt, so 'py utpadyeta nirudhyeta vā.* (もし滅というものが自性をもった *pariniṣpanna* である法だとすれば、それ〔滅〕もまた生じ滅することになるであろう。)
- (14) *AKBh* 138.13, ad. 3\_28ab: *aniṣpannaṃ cedam yaduta śābdikīyaṃ kartṛ-kriyā-vyavasthānaṃ.* (そして、Śābdika の見解である行為者と行為という区分は、成立しない。)
- (15) *AKBh* 330.23, ad. 6\_3 : *tasmād aniṣpanam abhipretatvaṃ cet...* (それ故に、〔樂受とは〕意図になかったものであるということが成立しないともしいうならば、)
- (16) *Kathāvatthu* の英訳 *Points of Controversy* (transl. by Shwe Zan Aung and Mrs Rhys Davids, 1915) では、*“parinipphanna”* を *“predetermined”* と訳している。cf. p.261 ff. *Pali-English Dictionary* (ed. by T. W. Rhys Davids, PTS, 1921-1925) は、その訳を踏襲している。

また、*A Critical Pāli Dictionary* (ed. by Trenckner, Copenhagen, 1924-1948) では、*“aparinipphanna”* の項目を挙げて、つぎのようにその意味を記している。

*aparinipphanna*, mfn. 'not ready or manifest', i.e. not immediately apprehensible, not to be realized in its *svabhāva*; *Kv* 626, 6 (*rūpaṃ -aṃ*) ; pl. -ā (*dasā rūpā*) , *As* 343,16; — cf. *nipphanna*: a-*nipphanna*, *Vism* 450 (22), 31-34; *Saund* XV 11 ('unreal', Trsl.) .

この CPD の解釈は、*Kathāvatthu* における意味よりも、*Atthasālinī* 685 (p.343) や *Visuddhimagga* (p.450) の説明を採用しているようである。いずれも色蘊の説明に限定された用法であり、*Dhammasaṅgaṇi* の中では用いられておらず、*Buddhaghosa* 以前に遡りうるものであったとしてもきわめて限られた範囲であろう。

*Visuddhimagga* (p.450-451) では、このような説明がなされている。色蘊は、大種の四種と所造色の二十四種との、二十八種であるとされる。これらの色蘊について「内外」などの分析がなされる。そのなかの一つに *“nipphanna/anipphanna”*

（“parinipphanna/aparinipphanna” in *Atthasālinī*）という分析がある。「四界（地水火風）と、眼などの十三（眼耳鼻舌身色声香味、女男根、命根、心蔵事）と、段食との十八種の色は、区分や変化や特性の況位を超えていて、自性だけで把握されるものであるから、“nippahanna”である。残りのものは、それと反対であるから、“anipphanna”である。」（p.450.31-34）

「また〔この十八種の〕“nippahanna-rūpa”は、色色（rūpa-rūpa）といわれる。虚空界は、区分色（pariccheda-rūpa）といわれる。身表から軽快さにいたるまで〔の五〕は、変化色（vikāra-rūpa）といわれる。生・老・壊〔の四〕は、特性色（lak-khaṇa-rūpa）といわれる。」（p.451.25-28）

また、CPDが参照している *Saundarananda* XV 11の用例は、ここで検討しようとしている意味に合致していると思われる。Johnstonによる英訳も大いに参考になる。ここで“apariniṣpannān”は“kāmān”を限定している。

calān apariniṣpannān asārān anavasthitān,  
parikalpa-sukhān kāmān na tān smartum ihārhasi.

Take heed not to fix your attention in this world on the passions, which are unstable, unreal, hollow and uncertain; the pleasure which they give is but a product of the imagination. — Johnston p.83.

この世において動揺し、完全ならず、実質なく、確立ならず、また遍計によって安楽なる愛欲を汝念ずべからず。-- 松濤訳 p.109.

- (17) *Kathāvatthu-ppakaraṇa-aṭṭhakathā*, p.133.
- (18) *Saṃyutta Nikāya* 12.20, PTS vol.2, p.25.
- (19) *Sāratthappakāsinī*, PTS vol.2, p.40.
- (20) *Kathāvatthu-ppakaraṇa-aṭṭhakathā*, p.133.
- (21) *op. cit.* p.201.
- (22) *Saṃyutta Nikāya* 5.10, PTS vol.1, p.135.
- (23) *Madhyāntavibhāgaṭīkā*, ed. by Yamaguchi, p.31, 22-23.
- (24) *op. cit.* p.32, 5-7.